

# 貸会議室の定員制限の考え方

(神戸市指針【貸会議室・劇場等共通】令和2年9月18日より抜粋)

対象期間：令和2年9月19日～11月30日

## 【貸会議室】

大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合(会議、集会、各種教室、楽器演奏、ダンス、舞踊、将棋、囲碁など)は  
収容定員の100%以内とする。

ただし、合唱、カラオケ、民謡等歌唱を伴うものや食事を伴うもの  
については、引き続き50%以内とする。